

企業年金連合会 年金受給権者所在不明届

(年金受給権者が所在不明となって1ヶ月以上経過したときの届出書)

必要事項をご記入の上、「企業年金連合会老齢年金証書」を添えて、連合会へ提出してください。
(※ 企業年金連合会老齢年金証書が添付できない場合には、便せん等に理由(紛失等)を書いて同封してください。)

なお、この届書をご提出いただいた後に、連合会から年金受給権者本人宛に現況申告書を送付いたします。
その後、現況申告書の返信がない場合は年金の支払いが一時止まります。

所在年金受給となつた者	年金証書番号	-----+-----+-----	性別	男性 ・ 女性
	フリガナ	生年月日 明治 年 月 日 大正 昭和		
	氏名			
所在不明となつた年月日	年 月 日	年 月 日提出		
届出者は上記年金受給権者と同一世帯ですか	はい (届出者と所在不明年金受給権者は同一世帯です)		いいえ (届出者と所在不明年金受給権者は同一世帯ではありません)	

上記のとおり申し立てます

届出者	フリガナ			年金受給権者との続柄	
	氏名				
	住所	〒	□□□□ - □□□□		
	電話番号	()			

..... 切り取って宛名に使えます。

<送付先>

〒105-8702
芝郵便局私書箱第63号
企業年金連合会
年金サービスセンター支払課

※手続き等ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

<お問合せ先>

企業年金コールセンター
電話 0570-02-2666
※IP電話からは、「03-5777-2666」にお電話ください。